

---

プロジェクト **持分法**

項目 **第 148 回 ASAF 対応専門委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 148 回 ASAF 対応専門委員会（2024 年 10 月 17 日開催）で聞かれた意見をまとめたものである。

## ASBJ 事務局の検討に関する気付事項

### （公開草案の概要）

2. IASB は持分法が一行連結か測定方法なのかを含む根本的な見直しを行わないとしているが、公開草案（以下「ED」という。）の提案はやや測定方法に寄った内容になっているように感じられ懸念がある。
3. IASB が未実現損益の消去は不要とする一方で、ダウンストリーム取引についてのみ注記を求める理由は不明瞭である。作成者の実務上の負担にも触れているが、背景が不明瞭な基準の改正を認めることで、今後他の基準改正においても開示の拡大を含む同様の影響が生じないか懸念する。
4. 我が国では、持分法適用会社を通じてビジネスを行っている企業が多数あり、影響が大きく関心が高いが、そのような企業が多くない国に対しても持分法の重要性がよく理解いただけるよう発信が必要である。また、利用者の意見が強く反映されている印象を受けるため、IASB に対する働きかけも重要と考える。

### （公開草案に対するコメントの検討）

5. 重要な影響力の獲得時における過去に保有していた所有持分の原価について、公正価値で測定する ED の提案には反対しないが、みなし原価として取り扱うべきとする事務局の主張と理解したが、その根拠についても事務局の気付事項としてより明示的に記載してはどうかと考える。支配の獲得・喪失と重要な影響力の変動を同質の事象として検討すべきかどうかは国際的にも見解が分かれているため、ASBJ のスタンスがさらに十分に伝わるように丁寧な説明が必要と考える。
6. 未実現損益の消去を認めない ED の提案について、事務局の気付事項では連結財務諸表の資産及び純利益を過大または過少に計上するような取引を行うストラクチャ

ヤリングの機会を投資企業に提供することとなる点が懸念として示されているが、利益操作のような側面に限定しなくとも不都合が生じるのではないかと考える。例えば、親会社の一部の事業を関連会社に集約させる再編を行う場合に未実現損益について消去しなければ、利益の場合では売却益と持分法のれんが、持分が減少しない部分についても両建てで計上されることとなり、そのような処理が経済実態を正しく表現していると言えるのかどうか疑問がある。

7. 減損の兆候について「著しいかまたは長期にわたる」を削除する ED の提案について、上場企業の株式を購入する際に市場価格にプレミアムが加えられた価格で購入する場合、「著しいかまたは長期にわたる」の記載がなければ持分法を適用した時点で減損の兆候があると判断される可能性がある。また、投資者側では購入価格の妥当性も含めた意思決定のプロセスを経て投資を行っていたとしても、投資の時点で兆候があると判定されることが実態を表しているのか疑問がある。事務局の気付事項では ED の提案に反対しないとされているが、このような観点についても考慮いただきたい。

以 上